



2024年5月10日

各 位

上場会社名 西華産業株式会社  
代表者 代表取締役社長 櫻井昭彦  
(コード番号 8061 東証プライム)  
問合せ先責任者 取締役 常務執行役員  
(管理管掌) 増田博久  
(TEL 03-5221-7101)

## 当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役ならびに国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプション制度の廃止および新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

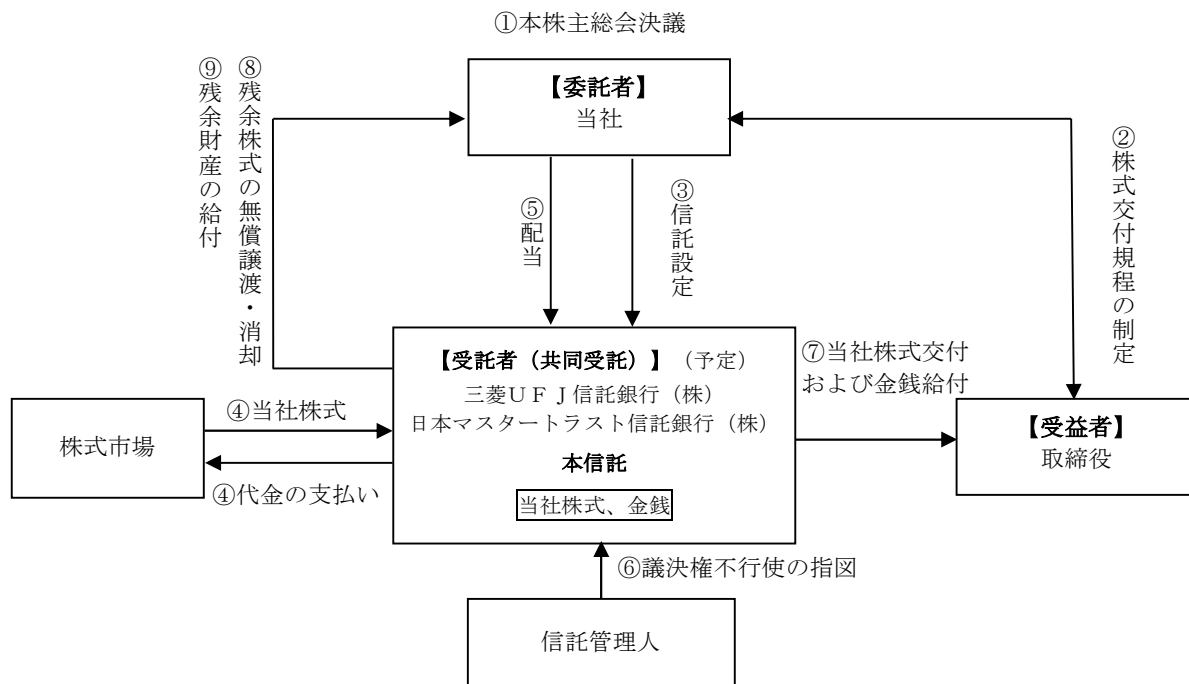
これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について2024年6月26日開催予定の第101回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役向けの株式報酬制度として、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。(※)
  - (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
  - (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用します。これは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
  - (4) 当社は、役員報酬にかかる取締役会機能の独立性・客観性および説明責任を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬審査委員会を設置しております。本制度の導入については、報酬審査委員会の審議を経ております。
- (※) 現在の当社の役員報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「株式報酬型ストック・オプション」で構成されておりますが、本株主総会における承認可決を条件として、株式報酬型ストック・オプション制度は廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。これにより、取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、「固定報酬」のみによって構成されます。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年取締役に一定のポイントが付与され、当該ポイントを累積します。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、付与されたポイント数のうち一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し追加で金銭を拠出する可能性があります。

## 3. 本制度の内容

### （1）本制度の概要

本制度は、連続する4事業年度（以下「対象期間」という。なお、当初の対象期間は2024年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、2027年3月31日に終了する翌事業年度以降も、新たな事業年度が始まるごとに連続する4事業年度を対象とすることを予定。）を対象として、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株

式等の交付等を取締役に行う株式報酬制度です。

なお、下記(4)②による本信託の継続が行われた場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、当社の取締役会の決議によって、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことを決定します。

#### (2) 本制度導入にかかる本株主総会決議

本株主総会において、取締役の報酬として本信託に拠出する信託金の上限額および取締役に対して付与するポイント(下記(5)に定める)の総数の上限その他必要な事項を決議いたします。

#### (3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益権確定手続きを経たうえで、取締役を退任した時点におけるポイントの累積値(以下「累積ポイント」という。)に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役であること(対象期間中に新たに取締役になった者を含む)
- ② 取締役を退任していること(※1)
- ③ 日本国内居住者であること
- ④ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ 職務・社内規定の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任されたものでないこと
- ⑥ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(※1) 下記(4)③による信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役に対して累積ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われます。

#### (4) 信託期間

##### ① 当初の信託期間

2024年8月(予定)から2027年8月(予定)までの約3年間とします。

##### ② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

##### ③ 本信託の終了時の取扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長)

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合は、それ以降、取締役に対するポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を一定期間延長させることがあります。

#### (5) 取締役に交付等が行われる当社株式等

取締役に對して交付等が行われる当社株式等の数は、対象期間中に取締役に毎年付与するポイントにより定めます。取締役に對しては、毎年一定の時期に、役位および業績目標の達成度等に応じてポイントを付与します。付与するポイントは各事業年度の中期経営計画の目標値に対する達

成度等（※2）に応じた業績連動係数を乗じることで0%～150%の範囲で変動します。取締役の退任後、当該取締役の在任期間中に付与されたポイントの累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

1ポイントにつき当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数（下記（7）に定める。）を調整します。

（※2）当初対象期間については、ROE、時価総額および中期経営計画実行度等を業績評価指標とする予定です。

#### （6）取締役への当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を充足した取締役は、取締役を退任する時に、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）については交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価処分したうえで、本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役の相続人が本信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、取締役が海外赴任することとなった場合には、その時点までの累積ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、本信託から給付を受けるものとします。

#### （7）本信託に拠出する信託金の上限額および本信託において取締役に付与するポイントの総数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において取締役に付与するポイントの総数は、本株主総会において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の上限額は、4事業年度を対象として240百万円（※3）とし、当初対象期間においては、3事業年度を対象として180百万円とします。

（※3）本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

4事業年度あたりに取締役に對して付与するポイントの総数の上限は、160,000株（※4）とし、当初対象期間においては、3事業年度を対象として120,000株とします。

（※4）本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の取締役との報酬水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

1事業年度あたりに取締役に對して付与するポイントの総数の上限は、上記信託金の合計上限額を踏まえて、当社の株価水準・動向等を参考に設定しております。また、対象期間において、本信託が取得する当社株式の株式数は、かかる1事業年度あたりの取締役に對して付与するポイント総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数（120,000株）を上限とします。

#### （8）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（7）の信託金の上限額および株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。なお、当初は株式市場から取得します。

#### （9）本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中

立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合、取締役に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤ 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2024年8月（予定）
⑧ 信託の期間	2024年8月（予定）～2027年8月（予定）
⑨ 制度開始日	2024年8月（予定）
⑩ 議決権行使	行使しないものとします
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の上限額	240百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 株式の取得時期	2024年8月15日（予定）～2024年8月30日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。）
⑭ 株式の取得方法	株式市場から取得
⑮ 帰属権利者	当社
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

なお、当社は、本制度の内容と同内容の株式報酬制度を当社の取締役を兼務しない執行役員（以下同じ。）に対しても導入することを予定しており、上記信託契約の内容については執行役員を含む内容としております。

以上